

北里大学保健衛生専門学院学校評価規程

2019年3月19日制定

(目的)

第1条 この規程は、北里大学保健衛生専門学院（以下「本学院」という。）が学校運営全般に係る学校評価の実施及び結果の公表について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、学校評価とは、学校教育法第42条及び学校教育法施行規則第66条に規定する自己評価及び同法第43条及び同法施行規則第67条に規定する学校関係者評価をいう。

(組織)

第3条 学校評価は北里大学保健衛生専門学院運営委員会規程第3条第6号の規定に基づき、運営委員会がその任を負う。

(所掌事項)

第4条 運営委員会は、学校評価の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 学校評価の基本方針及び実施体制及び実施方法の制定・改廃に関すること。
- (2) 学校評価の評価基準項目に関すること。
- (3) 学校評価報告書の作成に関すること。
- (4) 学校評価結果に基づく改善策の提案に関すること。
- (5) 学校評価結果の公表に関すること。
- (6) その他学校評価の実施について必要な事項に関すること。

(自己評価の実施)

第5条 自己評価を開始する時期は、原則として、毎年度3月とする。

- 2 自己評価は、学院長の指揮のもと、第4条で定める基本方針、実施体制に基づく責任と役割を教職員それぞれが十分認識し、誠実に取り組まなければならない。
- 3 自己評価にあたっては、専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン（平成25年3月文部科学省生涯学習政策局）」を踏まえた共通様式を作成するものとする。

(自己評価結果の活用)

第6条 教職員は、自己評価結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

(自己評価結果の報告)

第7条 学院長は、自己評価結果を運営委員会において審議し、教師会に報告しなければならない。

(自己評価結果の公表)

第8条 学院長は、運営委員会の承認を受け、自己評価結果を広く社会に公表しなければならない。

(学校関係者評価)

第9条 学院長は自己評価の結果を本学院の関係者により組織した学校関係者評価会議に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用しなければならない。

(学校関係者評価会議の構成)

第10条 学校関係者評価会議は、次の掲げる区分から学院長が委嘱する者により構成する。学校関係者会議の構成員は6人以上とし、本学院の教職員以外の者で次に掲げる者のうちから、学院長が委嘱する。構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- (1) 地方自治体職員 1人
- (2) 地域住民 1人
- (3) 卒業生 1人
- (4) 保護者 1人
- (5) 高等学校関係者 1人
- (6) 実習施設又は就職先企業等の関係者 1人以上
- (7) その他学院長が必要と認める者

(報酬)

第11条 学校関係者評価会議構成員の報酬については、別に定める基準により支払う。

(学校関係者評価会議の運営)

第12条 学校関係者評価会議の議長は、学院長が指名する。

- 2 学校関係者評価会議は、学院長が招集し、議長がその運営にあたる。
- 3 議長が必要と認める場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 学校関係者評価会議は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 5 学校関係者評価会議は、自己評価の進捗状況に応じ次年度開始後、可及的速やかに開催しなければならない。
- 6 学校関係者評価会議の事務は、本学院事務室が担当する。

(学校関係者評価会議の役割)

第13条 学校関係者評価会議は本法人及び本学院が自己評価で作成した「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン(平成25年3月文部科学省生涯学習政策局)」を踏まえた共通様式のほか、以下に掲げる本学院が実施した教育活動及び学校運営の状況についての自己点検評価の結果を踏まえた評価を行い、その結果に対する意見を述べる。

- (1) 学校法人事業業績報告書
- (2) 各学科で実施する自己点検報告書
- (3) 財務状況
- (4) その他

(学校関係者評価の評価結果)

第 14 条 学院長は、学校関係者評価会議による評価結果をまとめ、報告書を作成しなければならない。

(学校関係者評価結果の活用)

第 15 条 教職員は、学校関係者評価の結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

(学校関係者評価結果の報告)

第 16 条 学院長は、学校関係者評価結果を運営委員会及び教師会に報告しなければならない。

(学校関係者評価結果の公表)

第 17 条 学院長は、学校関係者評価結果について、教師会報告後、社会に公表しなければならない。

(守秘義務)

第 18 条 学校評価に関係する者は、評価活動を通じて収集した情報は、公表されたものを除き、学校評価以外の目的に使用してはならない。

2 学校評価に関係する者は、公表されたものを除き、評価活動を通じて得られた情報を漏洩してはならない。

3 この守秘義務は、評価活動の終了後も継続するものとする。

(主管部署)

第 19 条 この規程の主管部署は、本学院事務室とする。

(規程の改廃)

第 20 条 この規程の改廃は、本学院運営委員会及び本学院教師会の議を経て、学院長が決定する。

附 則 (北学総第 2018-14006 号)

1 この規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 9 条に規定する学校関係者評価は 2019 年度評価から実施する。